

# 「八代市トップアスリート育成事業」 八代市強化指定選手育成事業実施要領

## 1. 目的

オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍できる本市出身選手の輩出を目指し、各関係団体から推薦された将来性を有する競技者の中から、八代市強化指定選手（以下「指定選手」という。）を選考し、選手の育成強化及び監督・コーチ等の資質や指導力の向上を図り、更なる選手の競技力向上及び支援活動の推進を目的とする。

## 2. 事業主体

(1) NPO 法人八代市スポーツ協会

## 3. 事業内容

(1) 指定選手の選考に関すること。

(2) 指定選手及び監督・コーチ等に対する次の育成プログラムに関すること。

①大会参加及び合宿遠征等に係る経費の助成に関すること。

②コロナウイルス感染症対策に係る経費の助成に関すること。

③NPO 法人八代市スポーツ協会が必要と認めたプログラム。

※①～③の事項は、指定選手及び監督・コーチ等に実施する。ただし、内容については毎年見直しするものとする。

## 4. 対象となる選手

(1) 本事業の対象となる選手は、以下の条件を全て満たす者であること。

①市内の中学校・高等学校・高等専門学校に通学又は、市内の小学校・中学校を卒業し、市外の中学校・高等学校・高等専門学校に通学する者。

②中学生・高校生又は高等専門学校の第1学年から第3学年までの者。

③日本国籍を有する者。

④原則として、NPO法人八代市スポーツ協会が実施する育成プログラムに参加できる者。ただし、NPO法人八代市スポーツ協会が正当な理由により育成プログラムに参加できないと認めた場合はこの限りではない。

## 5. 対象となる競技種目

(1) オリンピック・パラリンピック正式競技種目

(2) NPO 法人八代市スポーツ協会に加盟する競技団体26競技種目のうち国際大会がある競技種目

## 6. 候補選手の推薦

(1) NPO 法人八代市スポーツ協会の加盟競技団体より推薦する。

(2) NPO 法人八代市スポーツ協会の加盟競技団体以外の選手は所属する団体等より推薦する。

(3) 特に競技成績が優れている者（国際大会出場・全国レベルの選抜選手）については、本要領の対象となる競技種目を問わず、NPO 法人八代市スポーツ協会が別に推薦する。

## 7. 候補選手の推薦方法

候補選手の推薦については期日までに下記①、②を NPO 法人八代市スポーツ協会事務局へ提出すること。

- ① 八代市強化指定選手育成事業推薦書
- ② 推薦書に係る競技実績が証明できるもの

## 8. 候補選手の推薦基準（基準日は候補選手の推薦期間の終了の日とする）

候補選手の推薦基準は、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者とする。

- （1）過去3ヵ年度及び当該年度において、次の競技団体が主催する全国大会以上（熊本県大会又は九州大会等の選考会、予選会等を経て対象大会に出場する大会）の競技大会に出場した者（団体を含む）
  - ① 公益財団法人日本スポーツ協会
  - ② 公益財団法人日本スポーツ協会の中央競技団体
  - ③ 公益財団法人日本中学校体育連盟
  - ④ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
  - ⑤ 公益財団法人日本オリンピック委員会
  - ⑥ 日本パラリンピック委員会
  - ⑦ 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
- （2）くまもとワールドアスリート事業に指定された者
- （3）過去3ヵ年度及び当該年度において、特に競技成績が優れている者（国際大会出場・全国レベルの選抜選手）

## 9. 指定選手の選考

- （1）指定選手の選考については、八代市強化指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、概ね20名程度（くまもとワールドアスリート事業に指定された者を含む。）の指定選手を選考する。ただし、指定選手の人数は毎年見直しするものとする。
- （2）選考委員会に関する事項は、会長が別に定める。

## 10. 指定選手の決定

- （1）指定選手の選考については、選考委員会において選考された選手を、NPO 法人八代市スポーツ協会会長が決定する。
- （2）指定期間は、指定日から翌年3月31日までとし、次年度以降の選考については、当該年度の成績等から選考委員会にて判断する。

## 11. 附則

1. この要項の一部改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。
2. 令和4年6月1日一部改正。